

利用者向けチラシ

**横浜市通所交通費助成制度が**

**変わります！！**

請求の手順が変わります！！

**通所開始時**に、主に通所する手段及び経路一つを申請し、**「通所１回あたりの助成単価」**と**「６か月上限額」**が**事前に決定**されます。

**請求時**には、「通所１回あたりの助成単価×通所回数」と「上限金額」を比較して、安価な金額が助成額となります。

**利用者の方へのお願い**

* 年度に1回、通所交通費の請求事務を通所施設へ委任し、手帳の所持状況等の個人情報を市が確認すること（併せて、施設がその情報を知ること）への同意を示す『委任状』へ押印をして下さい。
* 通所開始時に、氏名・住所や所持する障害者手帳の情報、主に利用する通所手段や経路等を施設に報告して下さい。
* 引っ越しをした時や障害者手帳が変わった時、主に利用する通所手段や経路を変える時には、改めて助成単価を決める必要がありますので、その旨、施設に連絡して下さい。

初回のみ

①氏名・住所・手帳情報、

主な通所経路等を報告

通所開始時

②助成単価の申請



通所施設



横浜市

利用者

③助成単価の決定※1

④助成単価の連絡

半年ごと

⑤通所回数の報告

⇒ 請求書の提出

⑤通所回数の報告

⇒ 請求書の提出

請求時



通所施設



横浜市

利用者

⑦交通費支払※２

⑥請求金額の確定

⇒ 交通費支払

※１ 横浜市において、氏名・住所・手帳情報等をチェックした上で、主に利用する通所経路の審査・確認を行い、「通所1回あたりの助成単価」及び「６か月上限額」が事前に決定されます。

※２ 交通費は、これまでどおり、通所施設を通じて、半年ごとに支払われます。

助成金額が変わります！！

* 日々の通所状況によって助成額が変わっていたところを、別の通所手段や経路で来た日があっても、**通所1回あたりの助成額**は、**一定額**（事前決定された単価）となりました。
* **送迎介助者分の助成単価**が、**「通常運賃の1.5倍」の金額**となりました。  
  （利用者の方の付添いを行った同乗部分の回数分が、助成対象となります。）
* **上限額**が、「１・３・６か月定期券代」との比較から、**「６か月定期券代」のみの比較**に変更しました。
* **福祉特別乗車券**及び**敬老特別乗車証**の**交付対象者**は、**その取得の有無に関わらず**、乗車券等の利用が可能な交通機関（市営地下鉄、市内バス、シーサイドライン）の運賃は、**助成対象外**となりました。

福祉特別乗車券 交付対象者…身体障害者手帳１～４級、愛の手帳Ａ１～Ｂ２（判定書含む）、  
　　　　　　　　　　　　　　 精神障害者保健福祉手帳１～３級

敬老特別乗車証　交付対象者…70歳以上の市民

**利用者の方へのお願い**

* 福祉特別乗車券・敬老特別乗車証の取得が可能な方で、通所する際、市営地下鉄やバス、シーサイドラインを利用する場合には、乗車券等をご利用下さい。（申請は、各区役所へ。）

※福祉特別乗車券・敬老特別乗車証と福祉タクシー利用券を併給することは出来ません。

●主に公共交通機関（電車・バス）を利用する場合

**「通所回数×通所１回あたりの助成単価」又は「６か月定期券代」のいずれか低い金額**を助成

**６か月定期券代**

**(事前決定)**

**×**

**通所回数**

**通所1回あたりの助成単価**

**(事前決定)**

**＜利用者＞**

障害者割引適用後の

通所1回あたりの運賃

**＜送迎介助者＞**

通常運賃の1.5倍の金額

**＜利用者＞**

通所した回数

**＜送迎介助者＞**

送迎を行った回数

**＜利用者＞**

障害者割引適用後の

６か月定期券代

**＜送迎介助者＞**

通常の6か月定期券代

いずれか低い

金額を助成

※実際の通所経路や手段は問いません

※主な通所経路を基に、事前申請・決定（原則、経済的かつ合理的経路）

●主に自家用車（四輪）を利用する場合

**「通所回数×通所１回あたりの助成単価」の金額**を助成

※ 助成単価は、居住地から施設等の最短経路の距離１㎞につき20円（１㎞未満切上げ）で事前決定

* 障害の状況から、自家用車以外の通所手段がない場合に限ります。

　本事業の詳細については、横浜市ホームページにて確認できます。

****【横浜市HP】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/shien/kotsuhi.html>

横浜市 健康福祉局 障害自立支援課 移動支援係　「通所者交通費担当」

電話：045-671-2401　　Fax：045-671-3566